令和５年度中村区地域福祉活動応援助成事業　実施要領

１　趣旨

この要領は、社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、中村区の地域福祉活動の活性化、および共同募金運動への理解を深めることを目的に、公募で行う助成事業の実施において必要な事項を定める。

２　助成対象事業

助成の対象となる活動は、当該年度中に地域住民が当事者または支援者となって、中村区内で高齢者、障がい者、児童やその保護者等広く住民を対象に実施する、地域住民がつながる活動・地域活動やボランティア活動の担い手育成活動など地域福祉を推進する事業。

なお、以下の各号に該当する事業は除く。

① 当該年度に本会から他の助成を受ける予定の事業
② ふれあい・いきいきサロン事業
③ 会員限定の互助や研修、またはそれに類する事業
④ 団体の活動を披露すること（発表会や展示会等）を目的とした事業
⑤ 営利目的の事業
⑥ 収支予算における繰越金が予算総額の１／３を超える団体の事業。この場合において目的や期限の明確でない積立金は繰越金とみなす。
⑦ その他、会長が不適当と認めるもの

３　助成対象団体

名古屋市中村区を主な活動拠点とする福祉を目的として設立された非営利団体で、法人格を持たない任意団体。（以下「団体」という。）

４　助成金額

本事業による１団体あたりの助成の金額は、１０，０００円を上限とする。（予算総額上限１００，０００円）

なお、助成金を団体等の構成員または職員の人件費等団体の運営や飲食にかかる経費に使用することはできない。

５　募集方法

団体の募集は、公募により行う。

〈申請手続き〉

助成を受けようとする団体は、以下の書類を本会に提出しなければならない。なお、申請書等は返却せず、申請の内容は、個人情報を除き公表する。また、申請書等に記載されている個人情報に関しては、本会個人情報保護規程に基づき適正に管理する。

① 「令和５年度地域福祉活動応援助成申請書」
② 団体の当該年度の事業計画書
③ 団体の当該年度の収支予算書
④ 団体の会則

６　審査方法

本会において審査会を行い、助成の可否及び助成金額を決定し公表する。

７　審査基準

審査基準を以下のとおり定める。

（１）地域での必要性

地域の福祉ニーズにあっているか。

（２）費用の妥当性

実現性があり、使途に妥当性がある予算編成か。

（３）効果・発展性

地域福祉の推進に効果的か、または発展性が見込めるか。
（４）市民参加
特定の会員だけを対象とした事業ではなく、市民が参加しやすい事業であるか。
（５）共同募金運動の普及啓発
共同募金を広く市民に伝えるための取り組みに協力的か。

８　審査結果
本会会長は、書類審査の結果を「審査結果通知書」（様式２－１または２－２）により申請団体に通知する。助成が決定した団体（以下「助成決定団体」という。）は、助成金の受給または辞退を明らかにするため「事業実施確認票・辞退票」（様式３）を指定された期日までに、本会会長あて提出しなければならない。

９　助成決定団体の共同募金運動への協力
助成決定団体は、助成対象事業の実施に際して、パンフレット等に共同募金配分金の助成対象事業であることを明記するほか、実施イベント等での募金箱の設置や街頭募金の協力等共同募金運動の普及啓発に協力する。

10　実施報告
助成決定団体は、事業終了後１か月以内に「事業報告書」（様式４）を関係書類とともに、本会会長へ提出しなければならない。

11　助成金の返還
本会会長は、次の各号に該当すると判断したときは、助成金の全額または一部の返還を求めることができる。
（１）事業所要額が助成金額を下回ったとき
（２）申請内容を逸脱したとき
（３）事業が適正に実施されなかったとき
（４）本実施要領の規定に違反したとき
（５）天災その他やむを得ない事情で事業が実施できなかったとき。

12　その他
この要領の実施について必要な事項は、本会会長が別に定める。